

高所作業車運転技能講習

労働安全衛生関係法令の規定により、作業床の高さが 10 メートル以上の高所作業車の運転業務については、「高所作業車運転技能講習」を修了した者でなければ 当該業務につくことができないこととなっております。当連合会では、三重労働局長登録教習機関として、標記技能講習を実施しています。

講習期間・会場・受講定員・受講費用

「[受講の申込](#)」にてご確認ください。

講習科目及び時間

科目	時間	免除有無
【学科】運転に必要な一般的事項に関する知識	2 時間	有
【学科】原動機に関する知識	3 時間	有
【学科】作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	5 時間	無
【学科】関連法令	1 時間	無
学科修了試験	1 時間	無
【実技】作業のための装置の操作（第 1 班）	6 時間	無
【実技】 ” ” （第 2 班）	6 時間	無

※学科免除は、下記を参照ください。

実技は受付順により当方で指定する班別により第 3 日目又は第 4 日目とします。

実技には、実技修了試験があります。

講習科目の一部免除される者（該当者は申込に際して免除申込み手続きください）

第 1 号

① 移動式クレーン運転士免許を受けた者、又は小型クレーン運転技能講習を修了した者

≪免除科目≫原動機に関する知識 運転に必要な一般的事項に関する知識

第 2 号

① 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定に合格した者

② 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 3 項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者

③ フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（聖地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者

≪免除科目≫原動機に関する知識

申込方法

「講習会お申込み手順」にしたがって、お申込みください。